

平成30年度

# 園芸療法課程

## 受講生募集要項

### 「一般入試（1月募集）」

全寮制コース

通学制コース



兵庫県立淡路景観園芸学校

# 園芸療法課程の概要

## ※ 全寮制コースと通学制コース

\* 淡路景観園芸学校園芸療法課程は、全寮制コース（1年間）と通学制コース（2年間）があります。授業内容、授業時間数は同じです。

\* 全寮制コースは、1年間の課程で入寮して学びます。基礎科目・応用科目すべて修得すると兵庫県園芸療法士（兵庫県知事認定）の資格が認定されます。

授業は、平日に淡路景観園芸学校で行われる授業と、通学制コースの学生と合同で、週末（原則土曜日）に神戸市内で行われる授業があります。神戸市内で行われる授業については送迎します。

園芸療法実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲは、学校が依頼した医療・福祉施設で行います。

\* 通学制コースは、2年間の課程で、前期課程と後期課程があります。

1年目（前期課程）は、神戸市内の教室において、週末に月3回程度（原則土曜日）の基礎科目の授業と、淡路景観園芸学校にて平日、月1回～2回の園芸関連の授業・演習を行います。本校へ通学する際は、岩屋ポート、淡路 IC からシャトルバスを利用できます。

園芸療法実習Ⅰについては、指定された内容について実施計画を立て、各自が実施後、レポートにて指導を行います。

前期課程科目をすべて修得すると、兵庫県園芸療法士補（兵庫県知事認定）の資格が認定されます。

2年目（後期課程）は、前期課程修了者（兵庫県園芸療法士補）を対象とし、原則として受講生が勤務している施設等における園芸療法実習と年9回、淡路景観園芸学校で園芸療法の応用科目の授業を行います。

園芸療法実習Ⅱ・Ⅲについては、受講生が勤務する施設で行います。教員と実施可能な園芸療法実習の進め方について相談し、計画・実施・まとめ・発表を行います。勤務施設で園芸療法実習Ⅱ・Ⅲができない場合、教員と相談しながら実習可能な施設を探して実習を行います。

2年間の科目をすべて修得すると、兵庫県園芸療法士（兵庫県知事認定）の資格が認定されます。なお、前期課程・後期課程開始時に履修期間をそれぞれ2年間まで延長した履修計画を立てることができます。

## ※ 受講料（平成 30 年度分）

### 1) 全寮制コース

納付時期	平成 30 年 4 月	平成 30 年 10 月	計
受講料	267,900 円	267,900 円	535,800 円

### 2) 通学制コース

\*履修期間は 2 年（前期課程 1 年、後期課程 1 年）ですが、最長 4 年（前期課程 2 年、後期課程 2 年）まで延長して受講することができます。

受講料は下表のとおりです。

単位：円

納付時期	履修期間 2 年の場合			履修期間 4 年の場合			
	4 月	10 月	計		4 月	10 月	計
前期課程	133,950	133,950	267,900	1 年目	66,975	66,975	133,950
				2 年目	66,975	66,975	133,950
合計			267,900	合計			267,900
後期課程	133,950	133,950	267,900	1 年目	66,975	66,975	133,950
				2 年目	66,975	66,975	133,950
合計			267,900	合計			267,900
総合計			535,800	総合計			535,800

(注) (1) 兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例が改正された場合は、その金額によります。

(2) 本校では、受講料の納付が著しく困難であると認められる人には、受講料免除に関する規程があります。

(3) ①全寮制コースは、受講料のほか、園芸療法実習Ⅱ、Ⅲにともなう家賃・交通費などの費用として、受講生会費（250,000 円）が必要です。

②通学制コースは、園芸療法実習Ⅱ、Ⅲにかかる費用は、本人負担となります。

(4) 履修期間 3 年（前期課程、後期課程のいずれかが 1 年でいずれかが 2 年）の場合は、前期課程・後期課程分の授業料各 267,900 円を履修期間に応じて 133,950 円を 2 回、66,975 円を 4 回、4 月と 10 月に納付していただきます。

## 目次

1	アドミッションポリシー	.....	1
2	一般入試（1月募集）	.....	2
3	その他・問い合わせ先	.....	6
4	学校への交通経路案内	.....	7
5	様式	.....	8

受講願書（様式1）

出願理由書（様式2-1～2-4）

健康診断証明書（様式3）

出願資格認定申請書（様式4）

身体障がいに関する協議申請書（様式5）

6	提出書類チェックリスト		
---	-------------	--	--